

CSR・ERMトピックス <2016 No12>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびERM（統合リスクマネジメント）に関する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2017年1月に公開された国内のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<CSR>

○環境省が「ESG投資に関する基礎的な考え方」を公表

（参考情報：2017年1月12日付 環境省HP）

環境省は1月12日、ESG投資*に関する解説書である「ESG投資に関する基礎的な考え方」を公表した。

本解説書は、ESG投資の意義、ESG投資の実践に向けた課題、課題に対する取組の方向性の3つについて、基礎的な理解を促すことを目的としており、特に環境の観点を踏まえて作成されている。また、ESG投資を巡る国内外の動向についてもあわせて解説している。本解説書の構成は以下のとおり。

はじめに	
第1章	ESG投資の意義
第1節	インベストメント・チェーン
第2節	ESG投資の捉え方
第2章	ESG投資を巡る国内外の動向
第1節	世界の動向
第2節	日本の動向
第3章	ESG投資の実践に向けた課題と取組の方向性
第1節	アセット・オーナー
第2節	運用受託機関
第3節	企業
第4章	インベストメント・チェーンを補強し、支えるプレイヤー
おわりに	

本解説書では、インベストメント・チェーン**における3つの主体（アセット・オーナー、運用受託機関、企業）に焦点を当て、それぞれが取り組むべき課題について解説している。企業については、①運用受託機関との対話等の充実、②対話力の向上に向けた工夫、③経営陣のリーダーシップ、④グローバル・イシューに対する経営陣の感度向上と取締役会の役割・責務、⑤母体企業としての年金基金との適切なコミュニケーションが課題として挙げられている。

* ESG投資

環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する情報を考慮した投資。

** インベストメント・チェーン

資金の拠出者から、資金を最終的に事業活動に使う企業に至るまでの経路および各機能のつながり。年金基金等の資金保有者（資金拠出者）である「アセット・オーナー」、アセット・オーナーから運用委託を受ける資産運用者である「運用受託機関」、資金利用者である「企業」の3つの主体を軸に構成される。

<コーポレート・ガバナンス>

○日本監査役協会が「監査役等と内部監査部門との連携について」を公表

(参考情報：2017年1月13日付 同協会 HP)

日本監査役協会は1月13日、同協会のアンケート結果*や英米における内部監査部門の位置づけに関する調査結果を踏まえて、「監査役等**と内部監査部門との連携について」という報告書を公表した。

本報告書は、コーポレート・ガバナンスの観点から、監査役等がその責務を実効的に果たすためには、情報提供など各種の面において、内部監査部門との連携が不可欠であるところ、「監査役等と内部監査部門との連携が必ずしも法的に担保されていない」等の理由で、従来より十分な連携がとれていない点を問題視し、その改善提言のために策定されたもの。

具体的には、以下の4点に関し改善提言がなされている。

- ①内部監査部門から監査役等への報告
- ②内部監査部門への監査役等の指示・承認
- ③内部監査部門長の人事への監査役等の関与
- ④内部監査部門と監査役等との協力・協働

例えば、①内部監査部門から監査役等への報告については、監査役等の情報収集体制の強化を図るため、以下のような提言を行っている。

- ・内部監査部門の年間監査計画、要員計画、予算、内部監査規程の策定・改廃等に関して、法律上監査役等に認められる報告徴求権を、社内ルール上も具体化・明文化する
- ・内部監査部門による事業報告の宛先は、社長、内部監査担当役員等だけでなく、あわせて監査役等に報告することも社内ルール化する
- ・上記のルールは、監査役の自主ルールである監査役監査基準だけでなく、取締役会にて決議・開示される内部統制システムの基本方針等にも盛り込む

* 「内部監査部門の連携に関するアンケート結果」(2016年3月24日～4月13日にかけて実施)

** 本報告書では、監査役(会)、監査委員(会)および監査等委員(会)を総称して「監査役(会)等」としている。

<事業継続>

○徳島県、セブン&アイ・ホールディングスが連携し、大規模災害時の避難者支援を検討

(参考情報：2017年1月17日付 セブン&アイ HD 社 HP)

徳島県と株式会社セブン&アイ・ホールディングスは1月17日、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害発生時に、セブン-イレブンの店舗を拠点とした新たな被災者支援モデルの構築に向け、検討と実験を行うことを発表した。自治体と民間企業が連携し、民間企業の既存システム・設備等を活用しつつ、多様化する避難者に対する新たな支援モデルを構築する取組は全国初のケースとなる。

2016年に発生した熊本地震では、「プライバシーを重視し避難所を避ける」、「テントや車中で避難をする」等、住民の避難行動の多様化が見られ、従来の公的な避難所を核とする支援体制では、その状況把握やケアが困難であるなどの課題が指摘されている。

本合意も踏まえ、災害状況複合可視化システム『セブン VIEW』*を利用した災害時の官民の情報連携や、セブン-イレブン店舗を支援拠点の1つと位置付けた取組(自治体からの情報発信等)について検討を行う。また、民間の物流ネットワークの活用も視野に、物流事業者の協力を得つつ、支援物資集積拠点の選定・運営および避難所・店舗への支援物資輸送に関する検討も進める。

なお、本取組における実験については、実効性を上げるため内閣府や経済産業省等の官庁からも協力を受けて実施予定である。

* セブン VIEW

セブン&アイ・ホールディングスが開発した、インターネットの地図上で詳細な災害状況を把握できるシステム。地震、津波、洪水などの災害状況、道路の通行情報、各店舗の状況等が把握できる。

<情報管理>

○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が「情報セキュリティ 10 大脅威 2017」を発表

（参考情報：2017年1月31日付 同機構 HP）

独立行政法人情報処理機構（IPA）は1月31日、情報セキュリティにおける脅威のうち、2016年に社会的影響の大きかったトピックなどを選出し、「情報セキュリティ 10 大脅威 2017」として「個人」、「組織」それぞれの順位を決定し、公表した。

昨年に引き続き「個人」、「組織」の1位に変動はなく、個人は「インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用」、「組織」は「標的型攻撃による情報流出」だった。2016年も標的型攻撃により大規模な個人情報漏えい事故が発生しており、標的型攻撃メールは依然として組織にとって大きな脅威だとしている。

また、「IoT 機器の脆弱性の顕在化」が「個人」「組織」それぞれで初めてランクインした。マルウェア「Mirai」により IoT 機器が大規模な攻撃に加担させられた事案では、IoT 機器のメーカーがリコールを迫られたり、ネットサービスが数時間に渡って接続しにくくなるなど被害が拡大した。

IPA は、3月下旬に「情報セキュリティ 10 大脅威 2017」の詳しい解説をウェブサイトで公開する予定である。

昨年 順位	「個人」の 10 大脅威	順位	「組織」の 10 大脅威	昨年 順位
1 位	インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用	1 位	標的型攻撃による情報流出	1 位
2 位	ランサムウェアによる被害	2 位	ランサムウェアによる被害	7 位
3 位	スマートフォンやスマートフォンアプリを狙った攻撃	3 位	ウェブサービスからの個人情報の窃取	3 位
5 位	ウェブサービスへの不正ログイン	4 位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	4 位
4 位	ワンクリック請求などの不当請求	5 位	内部不正による情報漏えいとそれに伴う業務停止	2 位
7 位	ウェブサービスからの個人情報の窃取	6 位	ウェブサイトの改ざん	5 位
6 位	匿名によるネット上の誹謗・中傷	7 位	ウェブサービスへの不正ログイン	9 位
8 位	情報モラル不足に伴う犯罪の低年齢化	8 位	IoT 機器の脆弱性の顕在化	ランク外
10 位	インターネット上のサービスを悪用した攻撃	9 位	攻撃のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）	ランク外
ランク外	IoT 機器の不適切管理	10 位	インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用	8 位

（出典：IPA HP）

海外トピックス：2017年1月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<リスクマネジメント>

○世界経済フォーラムが「グローバルリスク報告書 2017」を公表

(参考情報：2016年1月17日付 世界経済フォーラム HP)

世界経済フォーラムは1月17日、グローバルリスク*に関する影響度と発生可能性を分析した「グローバルリスク報告書 2017」を発表した。世界経済フォーラムでは、10年以上にわたり、グローバルリスクの進展とリスク相互の関係について分析結果をまとめてきた。

2017年の影響度・発生可能性が高いグローバルリスクの上位5項目は以下のとおり。「気候変動の緩和・適応の失敗」「極端な気象現象」といった環境関連のリスクが上位に多くランクされる結果となった。

2017	影響度	2017	発生可能性
1位	大規模破壊兵器 (2016年度2位)	1位	極端な気象現象 (2016年度2位)
2位	極端な気象現象	2位	大規模な非自発的移民 (同、1位)
3位	水危機 (同、3位)	3位	重大な自然災害 (地震、津波、噴火、磁気嵐等) (同、5位)
4位	重大な自然災害 (地震、津波、噴火、磁気嵐等)	4位	大規模なテロ行為
5位	気候変動の緩和・適応の失敗 (同、1位)	5位	大規模なデータ詐欺・盗難

また、グローバルリスクの増大や、リスク間相互の関連性の変化をもたらす可能性のある長期的な傾向として、以下が示された。

1. 高齢化社会	8. 生活習慣病患者の増加
2. 国際機関の弱体化	9. サイバー依存
3. 気候変動	10. ヒト・モノの流動性の向上
4. 環境汚染	11. 所得や富の格差の拡大
5. 新興経済国における中流階級の増加	12. 権力の移転・分散
6. ナショナリズムの台頭	13. 都会への人口集中
7. 分極化の進展	

(同報告書より引用、インターリスク総研訳)

2017年度の報告書の、主なポイントは以下の通り。

- ・調査の結果、今後10年間の世界の発展を決定付ける最も重要性の高い傾向として、上記13の中から「所得や富の格差の拡大」が挙げられており、経済成長の維持だけでなく、市場資本主義の変革についても問題提起された。
- ・世界各国において自国優先主義と伝統的価値観を主張する政権が台頭したことから、「分極化の進展」や「ナショナリズムの台頭」が社会の動向として挙げられており、これを解決しなければ他の多くのリスクを増大させる恐れがあることが問題提起された。
- ・環境リスクは、過去10年間継続的に高い傾向を示してきたが、今回の調査では環境リスク5項目すべてが影響度と発生可能性の両方で全体の平均を上回っており、今まで以上に顕著な懸念が示された。

- ・IT の発展・高度化による物理的なインフラ網の相互依存が高まるにつれ、サイバー攻撃やソフトの異常、自然災害などによるシステム障害が各ネットワークに連鎖し、予期せぬ形で社会に影響を及ぼす余地は大きくなりつつあると指摘された。

* グローバルリスク

世界経済フォーラムはグローバルリスクを「今後 10 年間のうち発生した場合に、複数の国や個人にネガティブな影響を及ぼす可能性のある事象や状況」と定義しており、政界、財界、学術界といった世界経済フォーラムのステークホルダー約 750 名へのアンケート調査の結果、30 のリスクを選定した。30 種類のグローバルリスクは以下のとおり。

経済リスク	主要経済圏における資産価値の極端な変動	環境リスク	極端な気象現象（洪水や暴風等）
	主要経済圏におけるデフレーション		気候変動の緩和・適応の失敗
	主要な機構の財政の失敗		主要な生物多様性の喪失、生態系の崩壊
	致命的な社会インフラの失敗や不足		重大な自然災害（地震、津波、噴火、磁気嵐等）
	主要経済圏における金融危機		人に起因する大規模な環境汚染（石油流出、放射性物質による汚染等）
	構造的な失業または不完全就業	社会リスク	都市計画の失敗
	不正取引		食料不足
	極端なエネルギー価格の変動		大規模な非自発的移民
極端なインフレーション	深刻な社会不安		
地政学的リスク	国家統治の失敗	科学技術リスク	急速かつ大規模な感染症の拡大
	地域的またはグローバルな統治の失敗		水危機
	国家間紛争		科学技術の進歩による悪影響
	大規模なテロ行為	情報インフラやネットワークの致命的な故障	
	国家の崩壊や危機（暴動、予期しない軍事行動、国家破綻等）	大規模なサイバー攻撃	
大規模破壊兵器		大規模なデータ詐欺・盗難	

(同報告書より引用、インターリスク総研訳)

<人権>

○ドイツポスト DHL グループと Gavi ワクチンアライアンスがワクチンのサプライチェーン強化に関する提携を発表

(参考情報：2017 年 1 月 18 日付 DHL の HP)

ドイツポスト DHL グループ（以下、DHL）と Gavi ワクチンアライアンス*（以下、Gavi）は、Gavi が援助している国々へのワクチン供給を DHL が支援するという提携内容を発表した。

発展途上国におけるワクチン需要は増加しているにも係らず、そのサプライチェーンは脆弱であ

った。DHL による Gavi への支援は、DHL の物流ネットワークを活用し、ワクチン供給のサプライチェーンを強化することで、発展途上国におけるワクチンの供給率を向上させ、より多くの子供の命を救うことが可能となる。

例えば、東アフリカのケニアにおいて、ケニア保健省と DHL・Gavi が提携し、物流拠点が構築されることで、DHL 独自の物流ネットワークのみでなく、他の物流ネットワークも増強され、ワクチン供給のスピードと確実性が改善されることが期待される。このような提携は、単なる DHL の社会貢献のみならず、DHL のビジネスをより成功させることにつながると期待されている。

* Gavi ワクチンアライアンス

開発途上国の予防接種率の向上を目的として 2000 年に設立された官民パートナーシップ。主な活動は、新規及び十分に利用されていないワクチンの普及促進、予防接種の効果的な提供のための保健システム強化等。

<サステナビリティ>

○トヨタ自動車などが水素に関する世界初のグローバル・イニシアチブを発足

(参考情報：2017 年 1 月 18 日付 同社 HP)

トヨタ自動車は 1 月 18 日、2015 年にパリ協定で合意された気候変動の目標達成に向け、水素を利用した新エネルギー移行に向けた共同のビジョンと長期的な目標を提唱する水素協議会 (Hydrogen Council) を発足したことを発表した。

本取組は、2015 年のパリ協定で合意された「気温上昇を 2℃以下に抑える」という温暖化対策の長期目標の達成に向けた具体的な企業の行動であり、世界初の水素利用に関するグローバル・イニシアチブである。

参加企業は同社とともに本協議会の議長を務めるエア・リキード社を含め、製造業やエネルギー会社など 13 社であり、同協議会の第一回目の会合では、水素や燃料電池の開発と商業化に関して、現時点で約 14 億ユーロ/年 (約 1,714 億円) と推定される投資を、更に加速させていくことを確認した。

同会は今後、政策立案者、産業界、水素を利用する企業、国際組織、市民団体など、主要ステークホルダーと協働しながら水素利用の推奨策を示して、共同の目標を達成していくことを目指すとしている。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

個人情報保護法が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されることとなっていますが、海外に所在する現地法人や取引先等へ当社が保有する個人情報を提供する場合も規制の対象になるようです。留意すべきポイントについて教えてください。

Answer

1. 海外にある第三者への提供が規制される背景

経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増加しており、外国への個人データの移転について一定の規律を設ける必要性が増大してきたこと、また個人情報の保護に関する国際的な枠組み等との整合を図ることを理由に、改正個人情報保護法（以下、個人情報保護法）24 条において外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規定が設けられています。

一方で、「国境を越えた個人情報の移転は、合理的で安全なサービスの提供を可能にし、社会に役立つものであることを踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、個人情報の移転を不当に阻害しないよう必要な措置を講ずること」という立法過程における付帯決議もなされています。

2. 海外にある第三者への提供の具体例

海外にある第三者への提供とは、「外国にある第三者」に個人情報を提供する場合をいい、「第三者」に該当するか否かは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と別の法人格を有するかどうかにより判断されます。具体例については、以下の表を参照してください。

<p>海外にある第三者への提供に該当するケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本企業が外国の法人格を取得している現地子会社に個人データを提供する場合 ・ 日本企業が外国にある事業者へ顧客データを提供し、各種作業を委託する場合 ・ 日本企業が事業承継等に伴い、海外にある事業者へ顧客データを提供する場合 ・ 日本企業が海外にある事業者と顧客データを共同利用する場合 ・ 法律により個人情報取扱事業者に該当する外国法人が、外国にある親会社に個人データを提供する場合
<p>海外にある第三者への提供に該当しないケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本企業が外国の事業所、支店など同一法人格内で個人データを移動させる場合 ・ 日本企業が個人情報取扱事業者に該当する外国法人に個人データを提供する場合（本ケースは単に第三者提供に該当する）

3. 海外にある第三者への提供に関する規制内容

上述の海外にある第三者への提供に該当する場合には、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者）は、以下の4. の例外を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要があります（個人情報保護法第24条）。

また、施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに同意がある場合において、その同意が個人情報保護法第24条の規定による「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなされます（個人情報保護法附則第3条）。したがって、施行日前に海外にある第三者も含めて個人データの第三者提供に同意している場合には、改めて同意を取り付ける必要はありません。

4. 海外にある第三者への提供に関する規制の例外

上述の通り、海外にある第三者への提供に関する規制については、一定の例外が存在します。以下では、その例外について概説します。

(1) 第三者が個人情報保護委員会規則で定める国にある場合

第三者が我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護法施行規則で定める国である場合、本人の権利利益の保護に支障がないことから例外的に本人の同意は不要とされていません。

ただし、現時点では規則で定められている国はないことから、現状において本例外が適用されることはないため、下記(2)が実質的な例外要件となります。

(2) 第三者が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する場合

第三者が個人情報保護委員会規則で定める基準を満たしている場合、本人の権利利益の保護に支障がないことから例外的に本人の同意は不要とされています。

具体的には、「①個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第1節の規定の趣旨（次頁表内参照）に沿った措置の実施が確保されていること」、または「②個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定をうけていること」のいずれかを満たす場合には、例外として扱われます。①および②の関係性については、以下の表を参照してください。

個人情報保護法第4章第1節の規定に沿った措置および国際的な枠組みの関係性

① 個人情報保護法第4章第1節の規定に沿った措置	② 国際的な枠組み(参考)	
	OECD プライバシーガイドライン*	APEC プライバシーフレームワーク**
第15条 利用目的の特定	○	○
第16条 利用目的による制限	○	○
第17条 適正な取得	○	○
第18条 取得に際しての利用目的の通知等	○	○
第19条 データ内容の正確性の確保等	○	○
第20条 安全管理措置	○	○
第21条 従業者の監督	○	※

第 22 条 委託先の監督	○	○
第 23 条 第三者提供の制限	○	○
第 24 条 外国にある第三者への提供の制限	○	○
第 27 条 保有個人データに関する事項の公表等	○	○
第 28 条 開示	○	○
第 29 条 訂正等	○	○
第 30 条 利用停止等	○	○
第 31 条 理由の説明	○	○
第 32 条 開示等の請求等に応じる手続き	○	○
第 33 条 手数料	○	○
第 34 条 個人情報取扱事業者による苦情の処理	○	※

* OECD プライバシーガイドライン

1980 年に OECD（経済協力開発機構）で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」であり、個人情報の取扱いに関する基本原則（OECD8 原則）が規定されている。世界の個人情報保護の共通した基本原則、スタンダードとなっている。

** APEC プライバシーフレームワーク

2004 年に採択された「適切な情報プライバシー保護策の策定を奨励し、アジア太平洋地域での情報の自由な移動を保証する際の重要な手段」を具体化するために開始された仕組みである。2011 年 Cross Border Privacy Rules System（CBPR）により、APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する制度が確立している。

※については、規程はないものの、実質的に補完されている事項

(3) 個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合

以下の個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合には、各号が規定された趣旨に鑑み、例外的に本人の同意は不要とされています。

①	法令に基づいて個人データを提供する場合（第 1 号関係）
②	人の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵される恐れがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第 2 号関係）
③	公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第 3 号関係）
④	国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第 4 号関係）

5. 海外にある第三者への提供に係る記録義務の適用について

個人情報保護法では、個人データを第三者に提供したときは記録義務を課しているため、海外にある第三者への提供においても記録義務を果たす必要がある。以下では、海外にある第三者への提供の類型に分けて、記録義務の適用について概説します。

類型Ⅰ：本人の「同意」（個人情報保護法第24条）を得ている場合

類型Ⅱ：第三者が個人情報保護委員会規則で定める国にある場合

類型Ⅲ：第三者が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する場合

類型Ⅳ：個人情報保護法第23条第1項各号に該当する場合

類型の別		記録義務の適用の有無
類型Ⅰ		有*
類型Ⅱまたは類型Ⅲ	個人情報保護法第23条第5項各号（委託・合併・共同利用等）に該当しない場合**	
類型Ⅱまたは類型Ⅲ	個人情報保護法第23条第5項各号（委託・合併・共同利用等）に該当する場合	無
類型Ⅳ		

* 記録の作成方法、記録事項については、国内の第三者に個人データを提供する場合と同様。

** 具体的には、個人情報保護法第23条1項柱書（「本人の同意」）又は同法23条第2項（オプトアウト）に基づき、第三者提供を行う場合。

6. おわりに

本稿では、海外にある第三者への個人データの提供に関する規制について概観しました。本規制に沿った対応が求められることはいうまでもないが、この規制ならびに個人情報保護法改正の趣旨に照らせば、自組織における管理だけではなく、個人データの移転先での適切な管理も重要性を増しており、今後海外子会社での情報管理の強化、海外委託先の監督なども重要な論点となります。

個人情報保護法施行を前に、改めて個人情報が会社の重要な資産であることを再確認し、個人情報が適切な管理のもとで利用されるよう、情報管理の現状を確認し、必要に応じて見直しを行うことが重要です。

（参考）個人情報保護法第24条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱についてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1号各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

- | | |
|----------------|---------------------|
| ◇CSR（企業の社会的責任） | ◇ERM（全社リスク管理） |
| ◇企業リスク分析・評価 | ◇コンプライアンス（法令遵守） |
| ◇危機管理 | ◇海外危機管理 |
| ◇法務リスク全般 | ◇製造物責任（PL）・製品安全（PS） |
| ◇食品リスクマネジメント | ◇情報セキュリティ |
| ◇D&O（役員賠償責任） | ◇CS・苦情対応 他 |

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017